

2019年9月吉日

お取引先様各位

株式会社 中村電機製作所
本社 総務部
TEL:(0952)30-8141

消費税率改定に伴う対応について

拝啓 貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に改定されたことに伴い、弊社の製品も消費税率を変更させていただくこととなりました。

なにとぞご了承くださいますとともに、今後とも変わらぬご愛顧のほど賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. 取引に関する消費税率について

- ・2019年10月1日以降に弊社から出荷する納品物につきましては税率10%にてご請求させていただきます。
- ・2019年9月30日以前にお見積り、ご注文頂いた製品につきましても、2019年10月1日以降に出荷する納品物につきましては、新税率10%にてご請求させていただきます。

2. 経過措置適用について

- ・経過措置適用の商品については消費税率8%で計算します。経過措置対象については別途確認させていただきます。

3. 請求書の発行について

- ①9月末請求書(9月度締切日翌日~9月30日まで) 消費税8%
- ②10月度請求書(10月1日~10月度締切日) 消費税10%
- ・①と②の請求書を併せてご送付いたします。

ご不明な点、ご質問がございましたら本社総務部までお問い合わせください。
その他、個別案件の検収等のお問い合わせは弊社営業担当までお願い致します。

以上